

議 事 録 抄 本

令和 7 年 3 月

福崎町農業委員会

令和7年3月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 3月19日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	-
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 10番 尾崎 肇

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
6番 田中 初美	12番 尾内 奎則

【署名人】

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

<案件>

議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 3件

議案第61号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第62号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第63号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 4件

議案第64号 農地法第18条の規定による合意解決通知について

(委員会受理) 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

2件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

5件

報告第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用について

1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会3月定例会を開催します。

本日、尾崎委員から欠席の連絡がございました。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

委員にお願いします。議案第60号から議案第64号に至る5議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(議長) 次に、議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 37番：資料1ページをご覧ください。申請地は、小倉公民館から北東約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は夢前町で農業をされており姫路市の認定新規就農者となっています。この度、譲渡人の[]と申請地の買い取りの話がまとまり、今回の申請が出てきております。農地を取得後は水稻を行う予定です。申請地の周囲は認定農業者が耕作しておりますが、今後についてはお互いの営農活動に影響がないよう話し合いを行うよう伝えております。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第60号 37番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(田中委員) 37番：現地では、田が綺麗に鋤かれていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第60号 37番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第60号 37番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第60号 37番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 37番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第60号 38番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 38番：資料2・3ページをご覧ください。申請地は、余田公民館より北東約350mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は父親の農業

を手伝うため、福崎町へ頻繁に帰ってきていました。今回、5条申請が出てきており、[]に住宅を建築される計画です。隣接地である []と []で自家消費用の野菜・果樹を育てるために今回申請が出てきております。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第60号 38番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(田中委員) 38番：現地では、管理していることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第60号 38番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第60号 38番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第60号 38番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 38番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第60号 39番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 39番：資料4ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から南約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。元々の農地は []のみでしたが、隣接地の住宅建築に伴い、[]・[]及び []の3筆に分筆されました。[]は住宅敷地となり他2筆は農地として残ります。[]

■■■■は譲渡人の■■■■が引き続き耕作されますが、■■■■は、■■■■が購入される話になりました。■■■■個人名義の農地がなく、妻の農地で耕作されており、■■■■は自宅と隣接して耕作しやすいと考え、個人名義の農地を取得するために今回の申請となりました。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 60 号 39 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(田中委員) 39 番：現地では、管理していることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 60 号 39 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 60 号 39 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 60 号 39 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 10：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 39 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 40番：資料5ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から北約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、使用貸借権設定です。申請地は元々別の方が耕作されていましたがその権利が終了します。■■■■は■■■■所有の別の農地を借り耕作しておりました。その縁があつて、申請地を借受けて耕作するということで話がまとまり申請が出てきております。使用貸借権設定期間は5年となっております。取得後は、水稻を行う予定です。集団化していないため使用貸借権設定による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第61号 40番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(田中委員) 40番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第61号 40番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第61号 40番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第61号 40番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成10：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第61号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1件について、原案の内容で許可することといたします。

(議長) 次に、議案第62号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第62号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 7番:資料6ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から北約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は自己所有地を露天駐車場へ転用するものです。この申請地は令和6年10月の委員会にて3条申請(所有権移転)があった農地になります。本来であれば、農地の状態に原状回復を行ってから申請を行うべきですが、過去の違反転用における追認事例や県及び農業会議に照会をかけたところ、始末書での対応が妥当であるとのことでした。また、これまでに報告している違反転用事例との違いについてですが、これまでに報告している違反転用は、農振法、都市計画法など他法令も関係していますが、今回の申請地については農地法だけの追認が可能であるという違いがあります。以上の点を踏まえた上で、今回始末書での追認が妥当だと考えております。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第62号 7番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 7番:現地では、砂利地であることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第62号 7番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 隣接する土地も砂利が敷いてありますが、そこはどうなっているんですか。

(事務局) 隣接する[]ですが、地目が宅地となっております。

(山口委員) もう、宅地になっているんですね。また、ここにはどうやって入るんですか。

(事務局) 写真の木が生えているところから入れます。また、少し写っているコンクリート床板が水路の上にあるのでそこから進入することが可能です。

(山口委員) 車が通行できる道幅なんですね。

(事務局) はい。実際に[]と[]が駐車場として使用されているため、コンクリート床板は車が通行できる道幅はあります。

(山口委員) 右下の計画図の関係で、水路にコンクリート床板があるという話ですが、西田原[]の物件と記載があります。どういった論理になっているんですか。

(事務局) 計画図にコンクリート床板が描かれていませんが、現地には存在しております。

(埴岡推進委員) 水路の [] や [] の間に軽自動車しか通れないような幅があるんですね。地元の人はそのから出入りしていると思います。

(山口委員) 我々は、図面だけでしか判断できないんです。駐車場として利用するのであれば、それ相応の進入路があるのかということ。また、農業委員会で審議するようなことではないかもしれないが、様々な面で防災的な要素もあり軽自動車を通れるから道だという話はあまり良くないのではないかと思います。一台駐車されている状態でもう一台が頭から駐車して出てこれるんですか。

(事務局) 頭から駐車しても旋回して出てこれます。

(山口委員) 既に1台駐車されていて、後からもう1台入ってきたときに出られるんですか。

(事務局) [] と [] の2筆が駐車場となっていますので、旋回するスペースはあると思います。

(山口委員) 私がどうこう言う話ではありませんが、これだけの人に審議あるいは計画を見て下さいと言うのであれば図面を見て分かるようにする必要があると思います。

(事務局) 少し、写真に写っていますが写真や図面については今後対応いたします。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第62号 7番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第62号 7番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第62号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認 1件について、原案の内容で県へ進達することとい

たします。

(議 長) 次に、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 23 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から南東約 650m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は贈与により地縁者住宅へ転用するものです。譲受人は[]
[]・[]です。譲渡人の[]と[]は親戚関係であり、
[]に地縁者住宅建築の要件があるため連名での申請となっております。また、申請地一部が通路として使用されていたため始末書付きでの申請です。近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 63 号 23 番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 23 番：現地では、管理してあることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 63 号 23 番について、質疑はありませんか。
＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 63 号 23 番について、討論はありませんか。
＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 63 号 23 番について、賛成の方は挙手願います。
＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 23 番について、原案の内容で県へ進達するこ

といたします。

次に、議案第 63 号 24 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 24 番：資料 8・9 ページをご覧ください。申請地は、余田公民館より北東約 350m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。譲受人の[]は、父親の農業を手伝いに頻繁に福崎町へ帰省しており、地元に戻って住みたいという思いがありました。譲渡人の[]は農地の管理に困っていたため、今回の申請が出てきております。この 5 条申請に合わせて 3 条申請も出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 63 号 24 番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 24 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第 63 号 24 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 63 号 24 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 63 号 24 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10：反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 24 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 63 号 25 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 25 番：資料 10・11 ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から南約 200m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により地縁者住宅及び進入路へ転用するものです。譲受人の■■■■は地元に戻って住みたいという思いがありました。■■■■に住宅を建築し、■■■■は進入路に転用されます。また、他法令についても手続きされております。近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 63 号 25 番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 25 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第 63 号 25 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 63 号 25 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 63 号 25 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 10：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 25 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 63 号 26 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 26 番：資料 12・13 ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館の北約 350m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の■■

は太陽光発電の業者であり、町内で福田や西光寺で太陽光を設置しています。また、事業区域の面積が1,000㎡を超えるため、町の開発等調整条例のもと手続きがされており、令和6年2月21日に地元説明会が行われております。地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第63号 26番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 26番：現地では、草刈りがされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第63号 26番について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) は説明会はされましたか。また、地元同意はどのようになっていますか。

(事務局) 地元説明会は令和6年2月21日に行われており、11名参加されています。区長・水利管理者及び隣接農地の所有者から同意を得ております。また、申請地は の範囲内になるので土地改良区の意見書も付いております。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第63号 26番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第63号 26番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第63号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 26番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 64 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、事務局から説明をお願いします。

議案第64号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

(事務局) 4 番：16 ページをご覧ください。所有者と耕作者の間で解約の話がまとまり、残存小作の解消の通知が出てきています。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 64 号 1 件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 64 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 64 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 64 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知 1 件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 15 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 16 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による『都市計画法施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 2 件、その他申出に基づく証明、

農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を1件、計5件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用について

資料17・18ページをお開きください。2月の定例会にて、1月20日に行った[]への事情聴取のなかで、2月28日までに原状回復を行うとの話がありましたので、期日までに原状回復が終わっていなければ、履行期限を設定し勧告書を送付するための採決を行いました。2月28日に現地を見に行ったら対象地の大部分は盛土が撤去され、コンクリート擁壁及びコンクリート槽も撤去されていました。ただ、航空写真と④の写真を見ていただくと[]と[]の境界まで原状回復が行われていませんでした。また、①の全体写真を見ていただくと、農地としての耕土がない状態でした。そのため、3月3日に[]へ再度、境界まで原状回復を行うこと、屋根の直下より1mほど出たあたりを法尻とし、その影響範囲の西側コンクリート擁壁を撤去すること及び耕土をいれることを指導いたしました。その際に、原状回復を行う姿勢であったため、勧告書を送らず、3月中に原状回復を行うよう求めましたが、仕事の都合上難しいとのことだったため、4月19日までに原状回復を行うことになりました。これからも経過を観察していき、4月の委員会にて報告させていただこうと思っております。

以上です。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) もう1件ありませんでしたか。それはどうになりましたか。

(事務局) []の件ですか。その件に関しては、2月28日に現地確認を行いました。原状回復されていなかったため県へ報告を行いました。報告後、県を現地確認へ行き指導を行っています。

(前田委員) そのままですね。分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) もう1件の[]の件はどうになりましたか。

(事務局) []の件は前回報告いたしました通り、[]と農地の所有者との動きの経過・状況を今後確認していきます。

(山口委員) 地目の変形についてはどう判断されるんですか。

(事務局) 盛土や切土についてですか。そちらにつきましては2月14日に現地で姫路土木事務所及び西播磨県民局の担当者に同席していただき、それぞれから[]に話をさせていただいております。法令に基づいて対応が必要であれば指導をさせていただくということになっております。

(山口委員) 法令に基づいてと言われましても、法令の中身は分かりません。あくまでも登記がどうなっているのかということです。それが登記の状態のものとして利用できるのかということです。それが不適切な状況になっているのであれば、早急に登記地目に戻すための指導が必要であると思います。地目を変えるという届出等が出されていたらいんですが届出もなされておらず変えられていたらどのような対処をされるのかというのを聞いているんです。

(事務局) 土地の所有者がおりますので所有者と[]との話だと思っております。また、県も話に入って原形が侵されているという判断をしていただき対応されると思います。

(山口委員) 地目は雑種地になっていたという理解でいいですか。道の際まで雑種地ですか。南北に道路がありますよね。その道路の際まで雑種地だったんですか。原形が田か雑種地か山だったのかを確認しているんです。

(事務局) []が所有している土地は雑種地で、以前から[]がそういった土地の利用をされていました。

(山口委員) 前所有者が変形したので売買後の所有者に責任があるない話になってくるのであれば、訴訟までしているところで登記地目に戻らない土地もあるのでどういった形で現所有者が進めていこうというものに対して注意監視をしていかなければ変形したものを応諾していくということになればやり得になってしまいますよね。[]が所有していたのであれば所有していた時の状態がどうだったかと聞いているので[]が変形させた事実はなくなるということになるのであれば変形させて売買を行えばいくらでも変形させることができるということになります。注意監視を行う必要があると思います。また、何の目的で使用されるかなども一歩踏み込んで話をしないといけないと思います。

(事務局) []からは資材置き場として使用していると聞いております。残土やコンクリート殻を他の現場から持ち込んでまた持ち出すといった仮置き場として使用されていると聞いております。

(山口委員) 非常にグレーな状態の資材置き場ですね。砕石なら形が残ったものがあるとは思いますが、残土というのは何が残土で何が産業廃棄物か分からないんですよ。そのまま放置されてしまうと訴訟問題という形になっていきますのである程度一歩踏み込んで話を進めていただかないと対象地の南では水田

を行いため池がある状況で、福崎町の川西の取水地が下のほうにあるんですよ。

(事務局) 今、置いてあるものに関しては行政機関で注視を行ってまいります。各担当機関が[REDACTED]に事情聴取を行っておりますので対応してまいります。

(山口委員) 勝手に車が入って物が盗まれたら困るから囲いをするのは分かりますが、関係のないところまで囲いをして何をしているのか分からないといった状況になっているので、注視していく必要があると再三申しております。

(事務局) 県の方で、4月1日から盛土規制法が改正されるのでその範囲の中で監視をしていくと思います。農業委員会が注視するというわけではなく各担当機関がそれぞれ注視していくことになります。また、町の関係各課にも共有はしております。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

<16:05 終了>

○次回農業委員会開催日・・・4月23日(水) 15:00～
場所：役場2階 大会議室

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	高岡 俊一